

# 一〇一五年安保関連法強行採決事件・私の意見(1)

## ——安保法制違憲訴訟に理あり——

福 田 護

◇ 私たちは忘れない

二〇一五年夏から秋の国会で何が起きたかを、私たちは忘れない。また、忘れてはいけない。

七月一五日、衆議院の平和安全法制特別委員会（以下「特別委員会」という）において、ヤジと怒号の中、安保法制法案が強行採決された。この日の委員会で安倍首相は、「残念ながらまだ国民の理解が進んでいない状況ではない」と繰り返しつつ、政治家は「國民の命を守る大きな責任を有している」、違憲立法かどうかの「最終的な判断は最高裁判所が行う、これは憲法にも書いてある」と開き直った。報道によれば、首相に近い参議院議員の一人は「法案が成立すれば國民は忘れる」と言い切ったという（七月一六日付け朝日新聞）。そして同法案は、一六日の衆議院本会議で可決された。

参議院での審議と手続は、もっとひどいものであった。集団的自衛権の行使を必要とする立法事実の存在自体極めて疑わしいことが明らかになつたにもかかわらず、採決が強行されたのである。

例えば、安倍首相が、かの「母子ペネ

ル」を示して扇情的に繰り返した、日本人が乗る公海上の米艦を自衛艦が防護する必要性である。首相は、「こうした事態は机上の空論ではありません」「まさに紛争国から逃れようとしているお父さんやお母さんや、おじいさんやおばあさん、子供たちかも知れない。彼らが乗っている米国の船を今、私たちは守ることができない」と、熱弁をふるつた。ところが参議院の審議の中で、中谷防衛大臣は、米艦に邦人が乗っているかどうかは絶対的なものではないと答弁するに至つた（同年八月二六日参議院特別委員会）。

さらには、ことあるごとに強調されてきたボルムズ海峡の機雷除去の必要性さえも怪しくなつた。安倍首相は、日本に輸入される原油の八割が通過するこの海峡が機雷封鎖されて輸入が途絶えたら、わが国の経済と国民主義に死活的な影響を与える、國の存立にかかるるとし、今回の法案でも武装した部隊を他国の領域に派遣するいわゆる海外派兵は原則として許されない、しかしホルムズ海峡の機雷掃海だけは例外で、それ以外には「現在念頭にない」と繰り返してある（例えは同年五月二七日参議院特別

委員会答弁）。ところが九月一四日の参議院特別委員会で首相は、同海峡の機雷封鎖は「今現在の国際情勢に照らせば、現実の問題として発生することを具体的に想定しているものではありません」と、その現実性をあざりと否定してしまつた。つまり、ホルムズ海峡も立法事実から消えた。

それなのに、安倍政権と与党は、安保法制法案の強行採決へと突き進んだ。その際の手続、特に九月一七日の参議院特別委員会の採決は、見るに堪えない議会制民主主義の蹂躪であった。すなわち、総括質問も議打切りが宣言されると同時に委員長席の周囲を与党議員が取り囲んで野党議員を排除し、速記には「議場騒然、聴取不能」とのみ記録される異常な混乱の下で、採決がなされたとされた。なお、特別委員会の会議録には、後に委員長の職権で、速記の再開、法案の可決、附帯決議等の議事経過が記載され、また「参照」として横浜地方公聴会の速記録が添付された。そして、一九日未明、参議院本会議で安保法制法案が採決され、成立したものとされた。

その声は、最初は何人かの弁護士や元裁判官の心を突き動かし、筆者自身もそれに巻き込まれ、昨年九月以後「安保法制違憲性を、裁判を通じて明らかにしたい、してほしい」という声が、澎湃として起つた。その声は、最初は何人かの弁護士や元裁判官の心を突き動かし、筆者自身もそれに巻き込まれ、昨年九月以後「安保法制違憲性を、裁判を通じて明らかにしたい、してほしい」という声が、澎湃として起つた。

その声は、最初は何人かの弁護士や元裁判官の心を突き動かし、筆者自身もそれに巻き込まれ、昨年九月以後「安保法制違憲性を、裁判を通じて明らかにしたい、してほしい」という声が、澎湃として起つた。

裁判官の心を突き動かし、筆者自身もそれに巻き込まれ、昨年九月以後「安保法制違憲性を、裁判を通じて明らかにしたい、してほしい」という声が、澎湃として起つた。

訴訟の会として活動を本格化することとなつた。そして、訴状の作成、原告の募集と聞き取り、代理人弁護士の参加の呼びかけ、マスコミ対応など、先が見通せない多くの難題と格闘しつつ、四月二六日、東京地方裁判所に、行政訴訟（差止請求と国家賠償請求、原告五二名）と民事訴訟（国家賠償請求のみ、原告四五七名）を提訴するに至つた。民事訴訟の第一回期日は九月二日に、行政訴訟の第一回期日は九月二九日に、それぞれ開かれる予定となつていて（本稿執筆の八月一日現在）。

また、この東京訴訟のほかにも、同じ日に提訴された福島地裁いわき支部の事件をありさまを目の当たりにした人々の体験として共有された。これを放置すれば、日本

はじめとして、現在までに、高知、大阪、長崎、岡山、さいたま、長野の各地裁に順次提訴がなされてきており、九月頃までにはさらに七、八件の提訴が続く見込みである。

## ◆ 請求の内容と構成

また、立憲主義といふ国家としての法秩序の基本が破壊されようとしているとき、司法には、法の支配の担い手として、裁判手続を通じて、立法府と行政府の誤りを正し、立憲主義と憲法秩序を回復する役割が期待されるし、それが司法の責務というべきである。ことに、これまで行政府の中にあつて憲法上の規律を支えてきた内閣法制局という権威が、安倍首相による長官のすげ替えという異常な手段と、その後の安保法制法案審議の過程を経て、大きく失墜してしまった。内閣と国会の逸脱をチエックすべき司法の役割と責務は、格段に大きくなつたといわなければならない。

尊にこれを覆してしまった。そして国会も、そのよつて立つ基盤である民主主義を自ら掘り崩して、安保法制を强行可決した。三権のうち、残るは、違憲審査権をもつ司法権しかない。市民の司法に対する期待は、健全だというべきである。

この過程を通じて、私たちは市民の裁判所への期待を実感している。これまで政  
府は、半世紀以上にわたって、憲法九条の裁  
下では、集団的自衛権の行使や海外派兵は  
できないとの解釈を積み上げてきて、それ  
が戦争をしない平和国家日本としての最低  
限の現実的枠組みを形作ってきた。ところ  
が安倍内閣は、閣議決定というかたちで一

私たちが本件訴訟で救済を求めるようとしているのは、次のような原告らの具体的な権利侵害、精神的苦痛である。法律の違憲性である。

は誓ったのではなかつたのですか」「安保法制は、これまで生きてきた私のすべてを無にするものです」。

また例えば、東京大空襲で炎の中を彷徨い、父親を失つた上、再び千葉の空襲で米軍機の機銃掃射の中を逃げ惑い、自分がお

例えば、東京大空襲で親をなくし、戦災孤児となつて戦後の貧しさを邪魔もの扱いにされて育ち、辛い人生を刻んできたある原告はいう。「親と別れる悲しい夢を何度も見て、社会からは親のない子とさげすまれる、それが孤児です。こんな不幸な子どもたちは、七〇年前につくらないとこの国

住む人々は、ただでさえこれまで、航空機騒音の被害や米兵の犯罪などのいわゆる基地被害に悩まされてきたが、日本が戦争をする国、その準備をする国になることによって、基地被害はさらに深刻化へ、まさに

憲法を改正・決定する権利を侵害したものである。

また、立憲主義といふ国家としての法秩序の基本が破壊されようとしているとき、司法には、法の支配の担い手として、裁判手続を通じて、立法府と行政府の誤りを正し、立憲主義と憲法秩序を回復する役割が期待されるし、それが司法の責務というべきである。ことに、これまで行政府の中にあつて憲法上の規律を支えてきた内閣法制

ぶつっていた赤ちゃんの弟が頭にその直撃を受け、母がおぶっていた三歳の妹も腹部を撃たれて息絶えた、凄惨な体験を持つ原生者はいる。「これが戦争です。戦争のある空の下、こんな庶民の日々と心があります」「私は、この国の政府が、戦争をしていいと判断したときから、再びあの苦しみにさがり込んでいます」。

く関わることに大きな危惧を抱いている。そして、自らの生命・身体等に戦争被害が及ぶことを危惧するとともに、他国の人々への加害者となることに耐えがたい苦痛を感じている。また、日本が軍事優先・国家優先の社会へと変質し、弱者や福祉の切り

擊やテロ攻撃の対象として狙われることとなる、不安と身の危険を感じている。

また、右のような特徴的な体験や社会的立場はなくとも、平和を願う広汎な市民が、戦争の機会と危険を大きく拡大した安保法制定の施行・適用によって、日本が戦争当事者となつたり、他国の武力行使に深

憲法を改正・決定する権利を侵害したものである。

これら戦争体験者にとって、憲法九条は、こうした戦争被害のかけがえのない代償であり、戦後七〇年的人生の支えとしてその人格と一体となつてゐる。安保法制その制定はその直接的な否定である。

本件訴訟においては、これらが平和的生存権及び人格権の侵害であり、安保法制法によって侵害される原告の権利であると位置付けた。そしてもうひとつ、なじみのないことが、はあるが、安保法制法の制定によって原告らの「憲法改正・決定権」が侵害されたと考えた。すなわち、安保法制法は憲法改正手続を経ることなく、憲法九条を実質的に改変してしまったが、もともと憲法の条項と内容を決定する権利は国民にあり、憲法九六条の国民投票権はその表

を掲げるべきだと考えた。ただし、差止請求では特徴的な権利侵害のある方を原告とした。そしてその場合、最高裁の判例状況（大阪国際空港事件、第一次厚木基地事件など）から、これを行政訴訟としての差止めの訴えとして位置付け、集団的自衛権の行使等が原告らの前記権利を侵害し、その受忍を強制する事実行為としての公権力の行使であると考えた。

めを求めるのが、原告らや市民の直接的な願いである。私たちは、訴訟としても、憲法違反性の顕著な集団的自衛権の行使としての防衛活動の差止めと、重要影響事態・国際平和共同対処事態における危険な兵站活動、すなわち後方支援活動なしし協力支援活動としての物品・役務の提供の差止め

様々なむずかしい問題があることは承知の上だが、以上のような憲法違反の安保法制法の强行制定は許されない、それによる原告らの深刻な権利侵害は救済されねばならない、そして今、その役割が司法に求められている—私たちもそう考えていいる。